

○令和6・7年度／廃業届の手引き

■ 1 受付期間

届出内容の入力期間

令和6年4月1日(月)～令和8年3月31日(火)(土・日曜日、祝日は除く)

■ 2 別送書類

別送書類は原則として不要です。

■ 3 届出内容が有効となる時期

原則として、システムが受け付けた日に有効となります(即日反映)。

■ 4 届出できる団体

令和6・7年度入札参加資格の認定を受けている団体

(本システムによる他の申請・届出が手続き中のときは、それらの手続きが完了(※)するまでは届出できません。)

■ 5 廃業届の手順

1 廃業届データの入力・送信

(1)承認時に交付された本店ID・パスワードでログインし、「廃業届」から入力します。

(2)事業を廃止する場合は「すべて廃業する」を選択します(この場合届出完了後はシステムにログインできなくなります。)

(3)個別の団体にのみ廃業する場合は、「団体を選択して必要事項の入力し登録します(システムの操作方法については、[操作マニュアル](#))をご確認ください。)

■ 6 補足

※手続き完了とは、すべての申請先団体が認定(または不認定)し、資格有効(変更)日を迎えた時点を行います。